

## 入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	さいたま地方法務局志木出張所（18）建築改修その他工事	
工事種別	建築工事	
工事場所(都県)	埼玉県	
工事場所(市区町村)	志木市 本町 1-2554-2	
工事概要	敷地面積 約 1,537m <sup>2</sup> 【庁舎】 構造：鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階 建築面積： 約 800m <sup>2</sup> 延べ面積： 約 2,100m <sup>2</sup> 用途：庁舎 工事内容：昇降機設備の新設、昇降機設備の新設に伴う改修工事、 屋上防水改修工事、外壁改修工事	
担当事務所	東京第一営繕事務所	
公告日/期限日/開札日	H30.6.19 / H30.6.29 / H30.7.24	
工期	契約締結の翌日から H31.2.28 まで	
入札契約方式/落札方式	一般競争入札（標準型）/総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	建築工事 C等級又はB等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成15年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は除く。 （ア）鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、若しくは鉄骨造の建築物の内装改修又は外壁改修を含む建築一式工事 （イ）鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、若しくは鉄骨造の建築物（躯体、外装、内装の全てを含む。）の新築又は増築工事 ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。 なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。 經常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。 また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

<p>配置予定技術者の 資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から平成 30 年 8 月 22 日までを予定する。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>1) 主任技術者は、1 級建築施工管理技士又は 2 級建築施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。</p> <p style="padding-left: 2em;">監理技術者にあつては、1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。</p> <p>2) 1 人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）いずれかに掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。また、軽微なもの（請負代金額が 500 万円未満の工事）は除く。</p> <p style="padding-left: 2em;">（ア）鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、若しくは鉄骨造の建築物の内装改修又は外壁改修を含む建築一式工事</p> <p style="padding-left: 2em;">（イ）鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、若しくは鉄骨造の建築物（躯体、外装、内装の全てを含む。）の新築又は増築工事</p> <p style="padding-left: 2em;">また、申請できる同種工事の工事経験は 1 件のみとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、当該工事経験が平成 8 年 4 月 1 日以降に完成・引渡し完了した地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記 4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満のものを除く。ただし、請負代金額が 500 万円未満の工事は除く。</p> <p style="padding-left: 2em;">経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の工事経験として認める。</p> <p>3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。</p> <p>4) 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。詳細は入札説明書による。</p>
------------------------------	---

## 「さいたま地方法務局志木出張所（18）建築改修その他工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

### 1. 工事の概要

本工事は、さいたま地方法務局志木出張所（志木市本町1-2554-2）において、エレベーター設備の整備がなされていないため、エレベーター設備を設置する改修を行うと共に、外壁改修、屋上防水改修及び外構改修を併せて行うものです。

#### (1) 主な工事内容

- ・ 玄関ホールにエレベーターシャフトの新設及びエレベーター1台の新設（ロープ式、普及型、機械室なし、13人乗り）  
（鉄骨製作工場は国土交通大臣から認定を受けた工場とし、グレードの指定はありません）
- ・ エレベーターシャフトの新設に伴う内装改修及び設備改修
- ・ 外壁改修（仕上塗材仕上げの除去、ひび割れ、欠損部の補修及び仕上塗材仕上げ）
- ・ 屋上防水改修（塗膜防水改修、シート防水改修）
- ・ 外構改修（屋外スロープの撤去、舗装の撤去・新設）

#### (2) 施工時期、施工時間、施工手順（想定）

- ・ エレベーター工事は、仮設間仕切りにより区画することで、玄関ホール内を全て工事エリアとして使用することができます。また、外構改修範囲は、仮囲い等により区画することで玄関ホール内を含めて一体的な工事エリアとして使用することができます。
- ・ 玄関ホールの吹き抜け部分は枠組足場及び枠組棚足場にて施工することを想定しています。
- ・ 外壁面は枠組足場にて施工することを想定しています。
- ・ 材料、撤去材の運搬は、枠組足場及びラフタークレーン等により行うことが可能です。
- ・ 来庁者、通行者の安全を確保するため、交通誘導警備員の人員を計上しています。（現場説明書参照）
- ・ 現場事務所及び資材置場等の場所として、工事期間中、既存地下1階駐車場（駐車台数4台分）が利用可能です。
- ・ その他の仮設、養生、作業範囲、作業時間帯等については、43/52図、44/52図を参照してください。

#### (3) その他留意点

- ・ 本工事で見込んでいる施工条件、仮設などについては、43/52図、44/52図のとおりです。工事実施に当たって、発注時に想定し得ない事由や施工条件が変わる場合には、契約締結後、監督職員と協議のうえ、施工条件変更等の措置を講ずる場合があります。
- ・ 騒音や振動が発生する庁舎内部の「仮設間仕切りの設置」「撤去工事（カッター入れ、はつりを含む。）」「あと施工アンカーの穿孔及び設置」「コンクリートの打設」以外は、平日の日中に行うことができます。

### 2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

#### (1) 実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定を行います。

#### (2) 施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

**(3) 工事関係図書等の効率化**

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督職員と協議した上で書類作成等を行うこととなります。工事関係書類一覧表は次の URL よりダウンロードすることができます。 <http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/index00000001.html>

**(4) 主任技術者又は監理技術者の扱いについて**

現場施工に着手するまでの期間（開札日から 30 日間を予定）は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しません。

なお、本工事の契約期間内において主任技術者又は監理技術者の配置は要しますので、本工事の契約期間内に別工事において「専任」で配置されている者は、主任技術者又は監理技術者として配置できません。

また、上記について、変更が生じた場合には、監督職員と協議を行って下さい。

**(5) 難工事指定について**

本工事は、建物を使用しながら耐震改修その他の改修工事を行うため、使用者の安全性を確保し、かつ、効率的な施工を行う必要があります。

そのため、本工事を「難工事指定」し、一定の工事評定点を取得した場合は、今後の入札手続における総合評価の加点対象といたします。

**(6) 入札時積算数量活用方式の適用**

本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量活用方式」を適用します。

**(7) 週休 2 日促進工事の試行**

週休 2 日工事（現場閉所）の実施に伴う労務費の補正等の試行を実施します。なお、本工事は、受注者が発注者へ週休 2 日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。